

計画の趣旨

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、健康福祉、教育、雇用、福祉のまちづくりなど幅広い分野にわたり、障害のある人が、地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画。
- 市では平成10年3月に「船橋市障害者施策に関する計画」を策定し、その後、支援費制度の導入を受け、平成16年3月に「船橋市障害者施策に関する計画(改訂版)」を策定、この改訂版が平成19年度をもって期間満了を迎えることから、その後継計画として第2次計画を策定するものです。

計画の趣旨(2)

- この第2次計画では平成18年4月の障害者自立支援法の施行や関係法令の制定・改正により、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化していることを考慮して策定を行いました。
- 障害者自立支援法において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である市町村障害福祉計画(平成18年度から3年ごと)の策定が義務づけられたことから、従来記載していた数値目標に関しては、障害福祉計画に委ねています。

計画の策定方法

- 当事者団体、事業者等から構成される「第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置し、関係43課からなる庁内組織「障害者施策に関する計画策定分科会」との連携を図り、平成19年8月より策定作業を開始しました。
- 策定に先立ち、幅広く市民、関係者の声を反映するために「船橋市障害者計画基礎調査」、及び障害者団体への意見照会を実施し、実情と要望の把握に努めました。

計画の基本理念

- ・ 障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を活用し、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことにより、「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指します。

計画の期間

平成20年度～26年度(7カ年)

- 「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図り、将来的には両計画の統合を検討することも考慮しています。
- 今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象

- 本計画では、障害者基本法第2条に規定されている身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としています。

計画の重点課題

- (1) すべての市民への障害及び障害のある人への理解の浸透
- (2) 地域生活の支援
- (3) 障害者施策に対する関係機関の有機的な連携による取り組みの推進

(1) すべての市民への障害及び障害のある人への理解の浸透

- すべての市民が障害及び障害のある人に関する理解を深め、共に生きる社会を築いていくために、啓発広報の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動への参加促進などにより、障害のある人への理解の浸透に努めます。

(2) 地域生活の支援

- 障害のある人が地域で安心して暮らすためには支援基盤を整えることが必要なことから、道路などのバリアフリー化、住居の確保、相談支援や就労支援、日中活動の場の充実を図ります。

(3) 障害者施策に対する関係機関の有機的な連携による取り組みの推進

- 庁内の関係する各部門や福祉機関のみならず、公共職業安定所などの関係機関と連携し、施策の推進に努めます。

計画の推進体制

- 関係者の要望・意見を聴く機会を設け、施策の実施に反映させるよう努めるとともに、市民の自主的・主体的な取り組みを支援し、協働による施策の推進を図ります。
- 庁内全体への意識の浸透・高揚を図るとともに、福祉部門と保健部門など庁内における関係部門相互の連携を深めます。
- 国・県などとの連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図ります。広域的な対応が必要な施策の推進について、周辺自治体と連携して取り組みます。

計画の構成

第1部 総論

第1章 基本的な考え方

第2部 各論

第1章 啓発・広報

第2章 保健・医療

第3章 教育・育成

第4章 雇用・就業

第5章 生活支援

第6章 生活環境

第7章 スポーツ・レクリエーション、 文化及び国際交流

第1章 啓発・広報

< 基本方針 >

- すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つために、さまざまな機会をとらえて啓発・広報を行います。
- 子どものころから障害のある人とない人との交流や、障害及び障害のある人を正しく理解するための福祉教育や職場研修等を進めます。
- ボランティア活動を推進するとともに、より多くの市民がボランティア活動に参加するよう、働きかけます。

< 主な施策の内容 >

- 市の広報紙などの広報媒体を多角的に利用し、啓発広報に努めます。
- 療育施設と保育所との交流保育、交流事業など交流活動の推進に努めます。
- ボランティア活動などさまざまな体験活動を通して、福祉教育・交流教育の推進に努めます。
- 職員等への研修を行い、障害や障害のある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、サービスの向上を図ります。

第2章 保健・医療

< 基本方針 >

- 障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育への導きのため、関係機関が連携し、適切な施策を実施します。
- 中・高年齢者については、保健・医療サービスによって生活習慣の改善と自己健康管理を促します。
- 障害のある人の保健・医療に関して、いつでも必要な保健・医療サービスが受けられるよう、その充実を図ります。
- 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、地域リハビリテーション体制の充実を図ります。

< 主な施策の内容 >

- 疾病の早期発見・早期治療による障害の予防意識を市民に浸透させるため、啓発事業の推進に努めます。
- 自己健康管理を促進するとともに、健康相談、健康教育、訪問指導等により、生活習慣病などによる障害の予防に努めます。
- 地域リハビリテーション協議会を中心とし、関係機関・部門の連携及び相談支援の充実に努めます。
- 医療機関に対し、障害のある人への啓発広報を行い医療サービスの充実に努めるとともに、医療費負担の軽減及び自立支援医療などの適切な給付に努めます。

第3章 教育・育成

< 基本方針 >

- 早期から一人一人の障害の状況と成長段階に応じて、きめ細やかな支援を行います。
- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に療育や教育を行います。
- 関係機関と連携し、必要な療育が受けられるよう療育機関の機能強化を図ります。
- あらゆる教育の場において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。

< 主な施策の内容 >

- 特別支援連携協議会や地域自立支援協議会において連携を図り、一貫した支援のあり方を検討します。
- こども発達相談センターを基幹に、周辺関係機関との連携を強化し、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図ります。
- 保護者の理解と協力の下、本人に適した教育が行われるよう、就学相談、教育相談、進路相談等の充実を図ります。
- 児童生徒の障害の状況に応じて、教育内容や教育方法等の工夫改善を図るとともに、通級や巡回による指導の充実を図ります。また、けがや疾病のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒には訪問指導を行います。

第4章 雇用・就業

< 基本方針 >

- 障害者自立支援法の施行、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、創設された新たな就労支援事業の充実や、雇用部門との連携の強化に取り組めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で、その能力を最大限に発揮し、働けるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図ります。

< 主な施策の内容 >

- 障害のある人を雇用した場合の奨励金制度など、障害のある人の就労支援に努めます。
- 就労に関する各会議の内容の充実を図り、情報交換、啓発活動、就労支援施策を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターの設置について働きかけを行い、設置後については、その運営面において支援を行います。
- 進路及び就労後の相談支援について、関係機関と連携しながら、その充実に努めます。
- 地域活動支援センター等、福祉的就労の場の確保に努めるとともに、その受注及び販路の拡大を図ります。

第5章 生活支援

< 基本方針 >

- 障害の種類や程度によって、障害のある人の日常生活上の不便さや求める支援はさまざまで、障害の特性に応じた適切な支援を関係機関との緊密な連携のもとに行います。
- 地域で生活する障害のある人に対する相談支援、利用者の権利擁護など総合的な生活支援体制の整備を図ります。
- 訓練や日中の活動の場として、通所型施設の充実に図ります。また、障害の重度・重複化などへの対応など、入所型施設の総合的なあり方を検討します。

< 主な施策の内容 >

- 地域自立支援協議会において、地域での障害のある人を支えるネットワークを構築するとともに、専門部会にて課題別に施策の検討を行います。
- 総合相談窓口「ふらっと船橋」の充実とともに、関係機関との連携や、職員研修などにより、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域移行を促進するため、グループホーム等の受け皿となる社会資源の整備に努めます。
- 地域での生活を支えるために、日中一時支援、移動支援などの地域生活支援事業の充実を図ります。

第6章 生活環境

< 基本方針 >

- 住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、街中まで連続したバリアフリー環境を整備します。
- 障害のある人が自立生活の可能な住宅の整備を図ります。
- 地震など万一の災害に備えて、防災体制・支援体制の整備・充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

< 主な施策の内容 >

- 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮した整備の推進に努めます。
- 市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図るとともに、民間住宅の整備の促進に努めます。
- 各事業者と共に公共交通機関の整備について、障害のある人に配慮した整備に努めます。
- 「災害時要援護者対策推進委員会」にて関係部局との連携の強化を行い、必要な資機材や福祉避難所など、障害のある人に配慮した整備に努めます。

第7章 スポーツ・レクリエーション、文化及び国際交流

< 基本方針 >

- スポーツ・レクリエーション、文化活動の機会を十分に確保し、活動を通して障害のある人の社会参加を促進します。
- これらの活動を推進することで、地域社会における障害のある人への理解を促進します。
- 国際交流活動への障害のある人の参加の支援や、学校教育の場で国際交流活動の機会を設け、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後とも推進します。

< 主な施策の内容 >

- スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めます。
- 障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の実施及び参加に配慮した事業の開催に努めます。
- 地域のスポーツ、文化団体に障害のある人を受け入れやすい環境の整備に努めます。
- 国際交流事業に障害のある人が参加しやすいよう努めます。